



## 国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

**「扶養親族等申告書」「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます!**

### 年金受給者のみなさんへ

「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう!

- 老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(※障害年金・遺族年金は課税されません)
- 課税対象となる人には、毎年10月下旬から11月上旬までに、日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、提出期限(12月1日)までに必ず提出してください。
- この申告により、翌年中に受給する年金にかかる、所得税の源泉徴収税額が決まります。提出を忘れると各種控除が受けられず、年金から引かれる所得税の税額が多くなる場合がありますので、ご注意ください。

平成24年分「扶養親族等申告書」が送付される人

- ・ 65歳未満 → 年金額が108万円以上
- ・ 65歳以上 → 年金額が158万円以上

※なお、年金以外に収入がある人は確定申告が必要です。

☎ 姫路年金事務所 ☎ 079・224・6385

### 国民年金保険料を納めているみなさんへ

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます。年末調整・確定申告まで大切に保管しておきましょう!

- 国民年金保険料は所得税、住民税の申告の際、全額が社会保険料控除の対象となります。(その年の1月1日～12月31日までに納付した保険料)
- 控除を受けるには、支払ったことを証明する書類の添付が必要です。年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

#### 《送付時期》

- ① 平成23年1月1日～9月30日までの間に保険料を納付した人 → 10月下旬から11月上旬までに日本年金機構から送付。
  - ② 10月1日～12月31日までの間に今年初めて保険料を納めた人 → 来年の1月下旬に日本年金機構から送付。  
専用ダイヤル ☎ 0570・070・117 (ナビダイヤル)  
(受付期間:平成23年11月1日～平成24年3月15日)
- ☎ 姫路年金事務所 ☎ 079・224・6382



## 国保医療だより

市民課 国保医療係 ☎ 43・6813

**医療機関の適正受診にご協力ください!!**

医療機関を受診するときの一人ひとりの心構えが、医療費の削減や病院に勤務している医師の負担軽減につながります。病院等を利用するときは、次の点に注意して上手に受診しましょう。

- 休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんのためのもので、医療費も高く設定されています。緊急時以外は、平日の時間内での受診を心がけましょう。
- 夜間や休日にお子さんが急な病気で心配になったら、小児救急電話相談を利用しましょう。小児科医や看護師が症状に応じた適切なアドバイスをを行います。

- 日常的な病気の治療や、医療相談などに応じてもらえるかかりつけ医を持つことは大切です。気になる症状があれば、まずはかかりつけ医を訪ねるようにしましょう。
- 同じ疾患で、複数の医療機関にかかる「重複受診」はやめましょう。医療費が増加するばかりではなく、検査や薬の重複などで、体に悪影響を与えてしまう心配があります。
- 薬の飲み合わせによって、副作用が生じる場合があります。「お薬手帳」を利用したり、服用中の薬を医師や薬剤師に伝えるなどして、不要な薬をもらわないようにしましょう。
- ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)と同等の効果で価格が安いというメリットがあります。医師や薬剤師と相談しながら、積極的に活用しましょう。

### ◆小児救急電話相談◆

【電話番号】 # 8000

ダイヤル回線、IP電話は

☎ 078・731・8899

【相談時間】 平日・土曜日:18～24時

日・祝、年末年始:9～24時